

特定施設入居者生活介護事業者の令和8年度内定申請受付に係る質問内容と本市回答

※各用語の定義は次のとおりです。

- ・「要綱」とは、「川崎市認知症対応型共同生活介護及び特定施設入居者生活介護の運営法人の内定に関する要綱」を意味します。
- ・「内定要項」とは、「特定施設入居者生活介護事業者の令和8年度内定申請受付要項（令和9年度開設分）」を意味します。
- ・「事業計画書」とは、「特定施設入居者生活介護事業所の設置に関する事業計画書」を意味します。
- ・「指導指針」とは、「川崎市有料老人ホーム設置運営指導指針」を意味します。

No	質問	回答
1	補助金について、内定申請受付要項の「2 概要 補助金」に「※既存施設から他のサービスへ転換する場合は補助対象外です」と記載がありますが、住宅型有料老人ホームから特定施設入居者生活介護への内定申請を行う場合に「他のサービスへの転換」に該当しますか？ また、神奈川県「施設開設準備経費等支援事業」を利用したい場合、内定申請受付要項の「6 補助金」に記載の条件を全て満たさなければ補助金の申請はできないでしょうか。	住宅型有料老人ホームから特定施設入居者生活介護への内定申請は、「他のサービスへの転換」に該当するため、補助対象外となります。 また、開設準備経費に関する補助金である「施設開設準備経費等支援事業」を活用する場合は、内定要項の「6 補助金（特定施設入居者生活介護の需用費）の活用を希望する場合の内定申請条件」を全て満たす必要があります。
2	公募に係る得点表のうち、3－2洗濯室について、全居室内に洗濯機置き場がある場合は「居室のある各階に設ける」は得点をつけて問題ないでしょうか。なお、ご自身で洗濯が行えない入居者については、委託のクリーニング業者にて洗濯対応可能です。	本公募に係る「Q&A及び補足事項」のN019に記載しているとおり、当該項目は、衛生面等から居室のある階ごとに「洗濯室」を設けることを評価するものですが、利用者が自身の居室内で洗濯が完結できるよう、全居室において洗濯機置き場、洗濯機、乾燥機（もしくは乾燥できる設備）がある場合には、本項目で得点して差し支えないものと解します。ただし、単に洗濯機置き場のみがある場合には、本項目で得点することはできません。
3	地域交流スペースを設置しないと公募に申し込むことはできませんか。	本公募に参加するにあたっては、内定要項の「5 内定申請条件等」で定める条件を満たす必要がありますが、地域交流スペースの設置については本項で特に定めがないため、地域交流スペースを設置しない場合でも本公募に申し込むことは可能です。 ただし、要綱で定める得点表においては地域交流スペースの設置に関する加点項目がありますので、当該項目では加点できないこととなります。
4	重要事項説明書は「jyuuyoujikousetumei_ver1.2」のデータを使用する認識でよろしいでしょうか。 今回、特定施設入居者生活介護への転換に伴う内定申請を予定している施設については、「令和8年度 経営状況報告書【登録様式EXCEL】有料老人ホーム Ver1.3」を使用して作成していたため、念のため確認させていただきました。	事業計画書の添付書類5（2）重要事項説明書については、下記ホームページに掲載するデータ（jyuuyoujikousetumei_ver1.2）がひな形となりますが、経営状況報告等で作成したデータがあれば、そのデータ形式でも構いません。 【掲載ページ】 https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000020985.html

5	「特定施設入居者生活介護事業所の設置に関する事業計画書」P2の「特定施設入居者生活介護等の運営実績」について質問です。グループ会社内での吸収合併により、運営事業者名が変更となっています。この場合、運営実績の年数については、旧運営事業者が有していた運営実績を引き継いだものとして、その運営期間を含めて記載して差し支えないでしょうか。	事業計画書のうち「特定施設入居者生活介護等の運営実績」については、運営法人の合併等により運営主体が変更となった場合であっても、事業所が実質的に継続して運営している場合には、旧運営事業者の運営実績を含めて計算して差し支えありません。また、要綱に定める得点表5-2「特定施設入居者生活介護等の運営実績について」においても同様の考え方で得点可否を判断してください。
---	--	--